

項番	分類	問合せ日	回答日	問合せ内容	回答
1	その他	2011/5/26	2011/6/16	<p>各種帳票のレイアウトが決まっているのであればご提供いただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付一覧表 ・ 高額療養費に関わる帳票 (・ 支給処理簿 ・ 高額療養費(償還分)支給処理簿 ・ 高額対象明細(遅延分)) ・ 国保請求内訳書 ・ 交通事故の診療報酬明細一覧 ・ 前期高齢者点数表別確定額一覧表 ・ 患者負担増凍結に伴う指定公費医療費請求内訳書 ・ 資格照合表 	<p>以下を参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付一覧表の帳票レイアウトはございませんが、国保総合システムの給付一覧確認から画面にて確認することが可能です。 ・ 高額療養費に関わる帳票は高額療養費支給台帳、高額療養費算定過程の世帯および高齢者を参照ください。 ・ 国保請求内訳書を参照ください。 ・ 交通事故の診療報酬明細一覧は第三者行為該当一覧表の帳票を参照ください。 ・ 前期高齢者点数表別確定額一覧表については該当する帳票はございませんので承ください。 ・ 指定公費医療費請求内訳書については別途ご連絡致します。 ・ 資格照合表は診療報酬明細書資格確認結果表を参照ください。
2	その他	2011/5/26	2011/5/26	<p>保険者定義マスタ 初期設定シートについて 振込データとはどのような用途に使用するものか。</p> <p>事業月報現金高額印字有無の設定を印字するに選択した場合、自動的に月報が加算されていくのか。</p>	<p>被保険者に療養費・高額療養費・高額介護合算療養費の給付を行う際に、口座払いを希望する被保険者に対して該当者の金融機関に対し振込を依頼するときには使えるように作成しています。(申請書情報の金融機関情報の入力が必要です) 振込依頼自体は保険者から取引先の金融機関に対して行ってください(本会ではデータを作成するまでを行います)。</p> <p>ご質問の「自動的」の意味を把握しかねましたので該当箇所の設定により動きが変わる部分を説明します。現金給付分の高額療養費については給付状況を本会では把握することができないので(高額療養費の支給が発生しうる世帯に対して計算しており、実際に支給したかどうかまでは本会で把握できません)、本会システムで算出した値を月報に記載してよいかどうかという情報です。</p> <p>高額療養費の算定結果は保険者にて「計算結果確認画面」から確認の後、「支給決定画面」で支給決定していただくか、あるいは支給実績データファイルの形で本会に報告してもらいますが(上記をしないと高額療養費に反映しません)月報に記載する値は本会で計算した値であり、たとえば計算上の給付額5万円に対して実際の支給が4万円であったとしても月報には5万円を記載するような仕様になっています。</p> <p>道単公費負担額が被保険者向けへの支給額には載るべきではないが、国が指示している月報の内容では道単公費負担を患者負担とみなして計算すべきであると解釈できるため、このような仕様になっていると思われる。いずれにせよ本会で計算した値をそのまま月報に使えない可能性もあるため、償還払い分を月報に加算するか否かの選択が可能となっております。</p>
3	その他	2011/6/16	2011/7/11	<p>現行と今後の資料の比較について H23.4月審査分まで、毎月、国保連合会から10日前後にレセプトと一緒に送られてきていた資料について、国保総合システムではどのようなかをお聞きいたします。</p> <p>病名コードインプット表 当月のレセプトの傷病名をコードで記入し、毎月、電算係に提出してまいりました。このインプット表の統計表・・・KL-216 病類別疾病分類表が送られてきてました。電算システムにより、インプット表の作成はなくなったと当町職員より聞きましたが、参考までに、KL-216のように統計を知りたい時に参照できるものはあるのでしょうか。</p>	<p>病名コードインプット表 ご認識のとおりインプット表の作成および運用はなくなっております。あくまでレセプト記載の疾病コードにより、疾病分類に関わる統計帳票が作成されます。疾病分類に関わる統計帳票については毎月下旬に提供予定となっております。なお、5月診療以外の診療月について、レセ電レセプトで疾病コードが設定されている場合には統計帳票に正しく記載されますが、未コード化レセプト及び紙レセプトについては全て「その他」として集計されますので、ご注意願います。</p>

同一又は類似の内容の問い合わせであっても、回答内容が異なる場合がございますので、最新のものよりご参照くださいますようお願いいたします。
 保険者に特化した問い合わせ内容については省略しております。